○国土交通省告示第千六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、山形広域都市計画事業蔵王みはらしの丘土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　縦覧開始の日　平成二十二年九月二十五日

二　縦覧場所　山形県山形市大字松原千五百四番地二　独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所

三　縦覧時間　午前九時から午後五時二十五分まで

○国土交通省告示第千六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する綴喜都市計画事業南田辺北特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十四年七月十二日から平成二十八年三月三十一日まで

三　施行地区　京都府京田辺市三山木奥駒ケ谷の全部、及び三山木口駒ケ谷、三山木大南山、三山木綾ケ谷、三山木中山田、三山木奥山田、多々羅駒ケ谷、多々羅東平川原、多々羅西平川原、多々羅住建寺、普賢寺中島の各一部

四　土地区画整理事業の名称　綴喜都市計画事業南田辺北特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　京都府木津川市相楽台一丁目五番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十四年七月十二日

七　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示の日と同日

○国土交通省告示第千六十六号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第三十三条第二項に基づき、次のように都市公園を設置すべき区域を定めたので、告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

名称　国営木曽三川公園

位置　愛知県一宮市西中野、東加賀野井、祐久、冨田、起、小信中島、奥町、奥町地先、北方町北方、北方町北方地先、光明寺、浅井町極楽寺、浅井町大野、浅井町河田、浅井町黒岩、木曽川町玉ノ井、木曽川町玉ノ井地先、木曽川町里小牧及び木曽川町里小牧地先、江南市宮田町、宮田神明町、小杁町、鹿子島町、大字鹿子島、草井町、大字草井及び中般若町、丹羽郡扶桑町大字山那、大字山那地先、大字小淵及び大字小淵地先並びに犬山市大字木津及び大字犬山並びに岐阜県羽島市下中町、下中町地先、竹鼻町、竹鼻町地先、正木町及び正木町地先、各務原市川島渡町地先、川島北山町地先、川島松倉町松原町地先、川島河田町地先、川島松倉町地先、川島竹早町地先、川島小網町地先、川島笠田町、川島笠田町地先、神置町、下中屋町、大佐野町、上中屋町、松本町、下切町、前渡西町、前渡東町、鵜沼及び鵜沼小伊木町、羽島郡岐南町薬師寺地先並びに羽島郡笠松町米野、米野地先、江川、江川地先、無動寺、無動寺地先、中野、中野地先、円城寺、円城寺地先、若葉町、若葉町地先、相生町、相生町地先、港町、港町地先、柳原町、柳原町地先、田代、田代地先、長池、長池地先、北及及び北及地先

区域　別紙図面のとおり（略）

（国土交通省中部地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年九月二十四日から二週間公衆の閲覧に供する。）

○国土交通省告示第千六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷（平成十二年建設省告示第千三百十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

三重県伊勢市二見町松下

字中之谷　一九二五番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線で囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成十二年建設省告示第千三百十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

三重県伊勢市二見町松下

字中之谷

一九二四番三	一号
一九二五番一	二号
一九三四番一	三号
一九四八番二	五号
一九四八番三	六号
一九四九番	七号
一九四八番四	八号及び九号
一九四七番二	四号

字古屋敷

ハ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線で囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成十二年建設省告示第千三百十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

三重県伊勢市二見町松下

字中之谷

一九二五番一	一号及び十一号
一九二七番三	二号
一九三六番二	七号及び八号
一九二八番四	三号及び四号
一九二九番三	五号
一九三一番二	六号
一九二九番二	九号
一九三一番五	十号

字烏帽子垣

字尾山

○国土交通省告示第千六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

坂口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

香川県観音寺市大野原町田野々字竹の谷

乙五三二番一七四	
乙五三二番一八八	
乙五三二番一九二	
乙五三二番一九三	
乙五三二番一九四	
乙五三二番一九五	
乙五三二番一九六	
乙五三二番一九七	
乙五三二番一九八	
乙五三二番一九九	
乙五三二番二〇〇	
乙五三二番二〇一	
乙五三二番二〇二	
乙五三二番三六八	
乙五三二番三六九	
乙五三二番三七一	

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線で囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

香川県観音寺市大野原町田野々

字竹の谷　乙五三二番三九〇　一号、三号及び四号

乙五三二番一九九　二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上の山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和四十四年建設省告示第二十四号で指定した同号三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県観音寺市豊浜町箕浦

字土釜　乙三四番一	一号
乙三四番四	二号
乙三四番五	三号
字上ノ山　乙三三番五	四号
乙三三番六	五号及び六号